

府政共生第21号-3
平成31年1月31日

各都道府県・指定都市青少年行政担当部局長 殿

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付
参事官（青少年環境整備担当）
（ 公 印 省 略 ）

青少年のインターネット利用に係る低年齢層の子供の保護者向け普及
啓発リーフレットの活用推進について（依頼）

平素から青少年の安心・安全なインターネット利用環境の整備に向け格別の御高配を賜り、誠にありがとうございます。

近年、未就学児童や小学校低学年の段階からスマートフォンやタブレット端末を用いてインターネットに接する機会が増え、利用者の低年齢化が顕著となっております。

政府としては、平成30年7月27日に決定した「第4次青少年インターネット環境整備基本計画」において、「子供の低年齢期からの保護者、家庭への支援」を新たな柱として盛り込み、子供が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、幼稚園、保育園等を通じて「低年齢層の子供の保護者に対する周知・啓発活動を推進」することとしております。

こうした状況を踏まえ、内閣府において、関係省庁と連携し、主として就学前の子供を持つ保護者に向けたリーフレットを作成いたしました。

本リーフレットは、フィルタリングに係る説明や家庭でのルールづくり等の内容を盛り込み、子供のインターネット利用について保護者が抱える悩み等に対し、解決手法やヒントを伝えられるように作成したものです。

貴職におかれましては、本リーフレットを管内での研修会や会議等で配布することにより、特に適切なインターネット利用について啓発が必要な保護者に対して、この問題の重要性が伝わるよう、積極的に活用いただくようお願いします。

なお、本リーフレットは、印刷部数に限りがあることから送付につきましては150

部のみとなりますが、必要に応じ、内閣府ホームページ（注）からダウンロードの上、御活用ください。

注：https://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet_use/leaflet.html



リーフレット掲載ページ QR コード

（本件問い合わせ先）

内閣府政策統括官（共生社会政策担当）付

青少年環境整備担当 03-5253-2111（内線 38256、38257）